

3 答申第 19 号
令和 4 年 2 月 15 日

久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会
会長 吉 岡 マ サ ヨ

答 申 書

令和 4 年 1 月 18 日付け 3 子政第 5 1 2 号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

学童保育所運營業務において、A I - O C R の導入に伴い、入所申込書に記載された個人情報、オンライン結合により民間事業者が設置・管理する A I - O C R サーバに提供すること及び文字データに変換された当該個人情報をオンライン結合により学童保育所運營業務の受託者に提供することの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵害の有無（条例第 10 条第 1 項第 2 号）について

【子ども未来部子ども政策課】

2 審議会の意見

学童保育所運營業務において、A I - O C R の導入に伴い、入所申込書に記載された個人情報、オンライン結合により民間事業者が設置・管理する A I - O C R サーバに提供すること及び文字データに変換された当該個人情報をオンライン結合により学童保育所運營業務の受託者に提供することについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

3 承認日

令和 4 年 1 月 25 日